

岩手県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
おおはさま薬局	花巻市大迫町大迫第13地割23番地1	令和8年6月1日
三浦医院	花巻市若葉町二丁目5番22号	令和8年7月1日